

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)	
地域名 (地域内農業集落名)	安ヶ岬地区 (安ヶ岬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域であることから、農地の維持管理に加えて獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られることが多い。担い手の高齢化は顕著であり、近い将来には離農等が原因で耕作放棄地が増えることが懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域のため、畦畔が大きく、草刈りに係る労力が大きい。高齢化により担い手が減少していくため、農地利用の在り方や農道や水路、畔などを今後、どのように管理していくか考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	－ ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を通した農地の貸し借りを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
状況に応じて地域で話し合い、必要な基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後も地域の農地は地域で守っていけるよう新たな担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいなかったため地域の担い手や若手の農業者が作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取組みが必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害防止対策として、住処にならないよう草刈り管理をすること、防護柵の老朽化や破損箇所を点検し、修繕や補強に取り組む。
